

令和3年度定期監査（第3回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和4年5月18日現在）

- 1 監査の期間 令和3年11月29日から令和4年2月24日まで
- 2 監査対象年度 令和3年度事務（令和3年10月31日現在）、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和2年度事務を含む。
- 3 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p>奨学資金貸付基金における返還金徴収対策として、本年度から債権回収業務を弁護士法人へ委託しており、一定の条件を充たす債権を抽出し、約1,970万円の回収を受託法人へ依頼した結果、12月末時点において約252万円が回収されている。</p> <p>一方で、返還金の滞納額は、10月末時点で約9,080万円と多額となっていることから、その実態について債権管理台帳等を抽出により監査したところ、徴収に係る履歴が長期間未記載になっているものなどが見受けられた。債務者の実態を的確に把握し、法的措置及び徴収努力を尽くしても回収に至らない案件については債権管理条例に基づく債権放棄について検討するなど適正な債権管理に努められたい。</p>	教育委員会 管理部 総務課	<p>奨学資金の債権管理については、令和3年度から新たに弁護士法人へ委託するなど徴収強化を図ったところであり、引き続き、適正な債権管理に努めてまいりたい。</p> <p>また、長期間にわたり回収が滞っている案件については、委託先の弁護士法人の助言等も踏まえ、関係部局と連携をしながら債権放棄の可能性について検討してまいりたい。</p> <p>（通知受理日：令和4年4月26日）</p>